小作爭議調査表

No. 12　　　（昭和八年六月分）

（月報番號六五八号）

場所	關係人員	地主關係團体	原因
京都郡黒田村大字箕田字麦田	地主　下川原利精 小作人　下川泉小太郎	ナシ	地主は自作の目的を以て土地返還方要求したるも小作人は所属支部長の為指を得て離作料反当り百五十円を要求し之に応ぜざる為裁判所小倉支部に調停方を申請す

發生	終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和八年六月[illegible]日	昭和〃年〃月一八日	田一反四畝歩	全農福岡縣聯合会京築地区箕田支部

要求事項	
土地返還要求	

經過	
六月十八日黒田村公会堂に於て樋口判事、山尾小作官調停委員立会の下に委員会開催し調停に努めたる結果下記條件を解決す	

結果	
一、地主は田一段四畝歩を昭和十三年六月末日迄従来通り（四斗又四俵）にて小作せしむること 但し右期間中にても地主の第一等が分家する場合は小作人は其の田地を返還すること 二、小作人は昭和八年度以降の小作料は地主の住所に持参し十二月二十五日迄に支払ふこと 三、小作人は収穫減のため小作料の減額を申込まんとする時は其の時期に地主に立会を求め小作料を決定すること若し決定せざる場合は縣小作官又は村農会技術員	

財團法人 協調會福岡出張所

備考	